

入 札 説 明 書

令和 7 年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（調査事業）業務委託

令和 7 年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（調査事業）業務委託については、別途の入札公告のとおり、「入札参加資格の事前審査による条件付き一般競争入札」により紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局が調達する。

当該「入札参加資格の事前審査による条件付き一般競争入札」については、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事前審査）実施要領（平成 20 年制定。以下「要領」という。）その他の関係法令規則等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記に掲げる事項を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 入札公告年月日

令和 7 年 6 月 2 日（月）

2 条件付き一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和 7 年度

(2) 調達業務の名称

令和 7 年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（調査事業）業務委託

(3) 調達業務の内容

令和 7 年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（調査事業）業務委託の仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 自治法令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成 20 年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年制定）

に規定する排除措置を受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局

和歌山市小松原通一丁目 1 番地 和歌山県地域振興部観光局観光交流課内

(2) 期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 6 月 16 日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分まで

5 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

4 の (1) に同じ。

(2) 期間

4 の (2) に同じ。

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 6 月 4 日（水）までの間において、紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

ア 所定の書面の様式は、仕様書等に対する質問申出書（様式 1：要領別記第 1 号様式）とする。

イ 質問に対しては、原則として令和 7 年 6 月 4 日（水）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、その内容については、紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局の担当者による回答のみとすることができる。

6 入札参加の申出の手続及び入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加するためには、要領第 7 条から第 9 条までの規定に基づき、入札の事前において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等（別途の認定審査会の手続等を含む。）については、別添「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事前審査）」のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地 和歌山県地域振興部観光局観光交流課内
紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局

イ 期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 6 月 5 日（木）までの県の休日を除く日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

5 の(3)のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

7 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県庁東別館 6 階 会議室 6-A

イ 日時

令和 7 年 6 月 17 日（火） 午後 1 時から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

8 入札の方法に関する事項

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。

なお、入札者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

- (2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

ア 所定の入札書の様式は、入札書（様式 2）とする。

イ 入札書には、調達業務を完了するための価格の総額を記入すること。

ウ 入札書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分につ

いて押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

オ 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11 の(5)による再度の入札にあつては、この限りではないこと。

(4) 入札の際には、条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。

(5) 郵送により入札する場合には、(3)の入札書を入れた封筒及び条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和7年6月16日(月)午後5時45分までに、紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局へ必着させること。

(6) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 入札事務(開札事務を含む。)は、紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局の複数の職員(うち上席の1人を入札執行者とする。)により執行する。

イ 入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。

ウ 入札の場所に入室する者は、原則として1入札者(業者)1人とし、入札執行者は、入札の執行に先立ち条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書の提示又はその写しの提出を受け、その出席を確認するものとする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状(様式3)を提出しなければならない。

エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。郵送により提出された入札書については、入札執行者以外の当該入札事務に携わる紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局の職員がその入札者に代わって投函するものとする。

オ 入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了(入札箱への投函の終了)を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている入札者又はその代理人に告げるものとする。

カ 入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。

キ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期(中断を含む。)し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときも、同様とする。

ク その他入札の執行については、要領及びこの入札説明書に基づき、入札執行者が決定する。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

入札公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚

偽の確認申請を行った者がした入札並びにこの入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で3に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 同一事項の入札について、代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、要領及びこの入札説明書のとおりとする。
天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (3) この入札の開札において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局の職員を立ち会わせるものとする。
- (4) 紀伊半島外国人観光客受入推進協議会会計規程第36条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局の職員にくじを引かせるものとする。

- (6) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (7) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、7の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (8) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。

- ア 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。

- イ 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- A 和歌山県財務規則第86条各号に規定する担保

- B 保証事業会社の保証

- ウ 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- A 契約の相手方(落札者)が保険会社との間に紀伊半島外国人観光客受入推進協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- なお、契約の相手方(落札者)は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。

- B 契約の相手方(落札者)が過去2箇年の間に国(公団等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。なお、この場合は、契約の相手方(落札者)は、契約保証金納付免除申請書(様式4)により、それを証する書類(種類及び規模をほぼ同じくする契約についての書類の写し等)を提出すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

13 契約書の要否

要

14 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称

- 紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目 1 番地 和歌山県地域振興部観光局観光交流課内

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2787

ファクシミリ番号 073-427-1523